

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第2号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「理財局税務部長」を「行財政局税務部長」に、「理財局税務部主税課長及び」を「行財政局税務部税制課長又は」に、「理財局税務部主税課」を「行財政局税務部税制課」に、「うち理財局長の」を「うちから行財政局財政担当局長が」に、「及び担当係長」を「又は担当係長」に改め、同条第4項中「理財局」を「行財政局」に、「うち理財局長の」を「うちから行財政局財政担当局長が」に改め、同条第5項及び第7項中「受けて」を「受け、」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局税務部主税課)